

議案第 24 号
宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料 2 阪神間の介護保険料と段階の比較表

【阪神間の状況】

	宝塚市	阪神間	国標準
保険料率の上限	3	2.4～2.9	2.4
保険料の段階	15	13～18	13

【尼崎市】

段階区分	保険料率(※)	対象者		保険料額(年額) (※)	
第1段階	0.455	本人が 市民税 非課税	市民税 世帯 全員が	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円以下	40,912
	0.285			25,627	
第2段階	0.685		・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円超120万円以下	61,593	
	0.485		43,610		
第3段階	0.690		・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計120万円超	62,043	
	0.685		61,593		
第4段階	0.900		市民税 同じ 世帯に いる 課税 者	・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円以下	80,925
第5段階 (基準額)	1.000			・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円超	89,916
第6段階	1.200		本人が 市民税 課税	・本人の「合計所得金額特別控除後」が120万円未満	107,900
第7段階	1.300			・本人の「合計所得金額特別控除後」が120万円以上210万円未満	116,891
第8段階	1.500	・本人の「合計所得金額特別控除後」が210万円以上320万円未満		134,874	
第9段階	1.700	・本人の「合計所得金額特別控除後」が320万円以上420万円未満		152,858	
第10段階	1.900	・本人の「合計所得金額特別控除後」が420万円以上520万円未満		170,841	
第11段階	2.100	・本人の「合計所得金額特別控除後」が520万円以上620万円未満		188,824	
第12段階	2.300	・本人の「合計所得金額特別控除後」が620万円以上720万円未満		206,807	
第13段階	2.400	・本人の「合計所得金額特別控除後」が720万円以上820万円未満		215,799	
第14段階	2.500	・本人の「合計所得金額特別控除後」が820万円以上920万円未満		224,790	
第15段階	2.600	・本人の「合計所得金額特別控除後」が920万円以上1,020万円未満		233,782	
第16段階	2.700	・本人の「合計所得金額特別控除後」が1,020万円以上1,120万円未満		242,774	
第17段階	2.800	・本人の「合計所得金額特別控除後」が1,120万円以上1,220万円未満		251,765	
第18段階	2.900	・本人の「合計所得金額特別控除後」が1,220万円以上	260,757		

※ 第1段階～第3段階上段は低所得者保険料軽減前、下段は軽減後。

【西宮市】

段階区分	保険料率(※)	対象者		保険料額(年額) (※)		
第1段階	0.455	本人が 市民税 非課税	世帯 全員が 市民税 非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円以下	34,900	
	0.285			・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円超120万円以下	21,900	
第2段階	0.685			・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円超120万円以下	52,600	
	0.485		・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計120万円超	37,300		
第3段階	0.690		市民税 課税者 が いる	同じ 世帯に	・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円以下	53,000
	0.685				・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円超	52,700
第4段階	0.875		本人が 市民税 課税者 が いる	同じ 世帯に	・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円以下	67,200
第5段階 (基準額)	1.000				・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円超	76,800
第6段階	1.150		本人が 市民税 課税者	本人の「合計所得金額特別控除後」が120万円未満	88,300	
第7段階	1.225				本人の「合計所得金額特別控除後」が120万円以上210万円未満	94,100
第8段階	1.450	本人の「合計所得金額特別控除後」が210万円以上320万円未満			111,400	
第9段階	1.600	本人の「合計所得金額特別控除後」が320万円以上420万円未満			122,900	
第10段階	1.800	本人の「合計所得金額特別控除後」が420万円以上520万円未満			138,200	
第11段階	2.000	本人の「合計所得金額特別控除後」が520万円以上620万円未満			153,600	
第12段階	2.200	本人の「合計所得金額特別控除後」が620万円以上720万円未満			169,000	
第13段階	2.400	本人の「合計所得金額特別控除後」が720万円以上830万円未満			184,300	
第14段階	2.500	本人の「合計所得金額特別控除後」が830万円以上1,000万円未満			192,000	
第15段階	2.600	本人の「合計所得金額特別控除後」が1,000万円以上1,200万円未満			199,700	
第16段階	2.700	本人の「合計所得金額特別控除後」が1,200万円以上1,500万円未満			207,400	
第17段階	2.800	本人の「合計所得金額特別控除後」が1,500万円以上2,000万円未満			215,000	
第18段階	2.900	本人の「合計所得金額特別控除後」が2,000万円以上	222,700			

※ 第1段階～第3段階上段は低所得者保険料軽減前、下段は軽減後。

【芦屋市】

段階区分	保険料率(※)	対象者		保険料額(年額) (※)	
第1段階	0.455	本人が 市民税 非課税	世帯 全員が 市民税 非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	33,720
	0.285			・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円以下	21,240
第2段階	0.685		・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円超120万円以下	50,760	
	0.485			36,000	
第3段階	0.690		・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計120万円超	51,120	
	0.685			50,880	
第4段階	0.875		同じ 課税 世帯に いる 市民税	・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円以下	64,800
第5段階 (基準額)	1.000			・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円超	74,160
第6段階	1.100		本人が 市民税 課税	・本人の「合計所得金額特別控除後」が120万円未満	81,480
第7段階	1.250			・本人の「合計所得金額特別控除後」が120万円以上210万円未満	92,640
第8段階	1.500	・本人の「合計所得金額特別控除後」が210万円以上320万円未満		111,240	
第9段階	1.700	・本人の「合計所得金額特別控除後」が320万円以上420万円未満		126,000	
第10段階	1.900	・本人の「合計所得金額特別控除後」が420万円以上520万円未満		140,880	
第11段階	2.100	・本人の「合計所得金額特別控除後」が520万円以上620万円未満		155,640	
第12段階	2.300	・本人の「合計所得金額特別控除後」が620万円以上720万円未満		170,520	
第13段階	2.400	・本人の「合計所得金額特別控除後」が720万円以上820万円未満		177,960	
第14段階	2.500	・本人の「合計所得金額特別控除後」が820万円以上920万円未満		185,400	
第15段階	2.600	・本人の「合計所得金額特別控除後」が920万円以上1,000万円未満		192,720	
第16段階	2.700	・本人の「合計所得金額特別控除後」が1,000万円以上1,250万円未満		200,160	
第17段階	2.800	・本人の「合計所得金額特別控除後」が1,250万円以上1,500万円未満		207,600	
第18段階	2.900	・本人の「合計所得金額特別控除後」が1,500万円以上	215,040		

※ 第1段階～第3段階上段は低所得者保険料軽減前、下段は軽減後。

【伊丹市】

段階区分	保険料率(※)	対象者		保険料額(年額) (※)		
第1段階	0.455	本人が 市民税 非課税	世帯 全員が 市民税 非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円以下	39,300	
	0.285			・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円超120万円以下	24,700	
第2段階	0.685			・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円超120万円以下	59,100	
	0.485		・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計120万円超	41,900		
第3段階	0.690		市民税 課税者 が いる	同じ 世帯に	・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円以下	59,600
	0.685				・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円以下	59,200
第4段階	0.900		本人が 市民税 課税者 が いる	同じ 世帯に	・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円以下	77,700
第5段階 (基準額)	1.000				・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額 特別控除後」の合計80万円超	86,400
第6段階	1.200		本人が 市民税 課税	本人の「合計所得金額特別控除後」が120万円未満	103,600	
第7段階	1.300				112,300	
第8段階	1.500	129,600				
第9段階	1.700	146,800				
第10段階	1.900	164,100				
第11段階	2.100	181,400				
第12段階	2.300	198,700				
第13段階	2.400	207,300				
第14段階	2.500	216,000				
第15段階	2.600	224,600				
第16段階	2.700	233,200				
第17段階	2.800	241,900				
第18段階	2.900	250,500				

※ 第1段階～第3段階上段は低所得者保険料軽減前、下段は軽減後。

【川西市】

段階区分	保険料率(※)	対象者		保険料額(年額) (※)	
第1段階	0.455	本人が 市民税 非課税	市民税世帯全員が 非課税 ・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円以下	32,100	
	0.285			20,100	
第2段階	0.685			・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円超120万円以下	48,324
	0.485		34,212		
第3段階	0.690		・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計120万円超	48,684	
	0.685			48,324	
第4段階	0.900		市民税世帯に いる 課税者 ・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円以下	61,740	
第5段階 (基準額)	1.000			・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円超	70,560
第6段階	1.200		本人が 市民税 課税	・本人の「合計所得金額特別控除後」が135万円未満	84,672
第7段階	1.300			・本人の「合計所得金額特別控除後」が135万円以上210万円未満	91,728
第8段階	1.500	・本人の「合計所得金額特別控除後」が210万円以上300万円未満		105,840	
第9段階	1.700	・本人の「合計所得金額特別控除後」が300万円以上410万円未満		119,952	
第10段階	1.900	・本人の「合計所得金額特別控除後」が410万円以上500万円未満		127,008	
第11段階	2.100	・本人の「合計所得金額特別控除後」が500万円以上600万円未満		134,064	
第12段階	2.000	・本人の「合計所得金額特別控除後」が600万円以上700万円未満		141,120	
第13段階	2.100	・本人の「合計所得金額特別控除後」が700万円以上800万円未満		148,176	
第14段階	2.300	・本人の「合計所得金額特別控除後」が800万円以上1,000万円未満		162,288	
第15段階	2.500	・本人の「合計所得金額特別控除後」が1,000万円以上1,500万円未満		176,400	
第16段階	2.600	・本人の「合計所得金額特別控除後」が1,500万円以上2,000万円未満	183,456		
第17段階	2.700	・本人の「合計所得金額特別控除後」が2,000万円以上	190,512		

※ 第1段階～第3段階上段は低所得者保険料軽減前、下段は軽減後。

【三田市】

段階区分	保険料率(※)	対象者		保険料額(年額) (※)	
第1段階	0.455	本人が 市民税 非課税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 	28,800	
	0.285			<ul style="list-style-type: none"> 本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円以下 	18,040
第2段階	0.685		<ul style="list-style-type: none"> 本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円超120万円以下 	43,360	
	0.485			30,700	
第3段階	0.690		<ul style="list-style-type: none"> 本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計120万円超 	43,680	
	0.685			43,360	
第4段階	0.900		市民税課税者 がいる 同じ世帯に	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円以下 	56,970
第5段階 (基準額)	1.000			<ul style="list-style-type: none"> 本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円超 	63,310
第6段階	1.200		本人が 市民税 課税	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が135万円未満 	75,970
第7段階	1.300			<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が135万円以上210万円未満 	82,300
第8段階	1.500	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が210万円以上320万円未満 		94,960	
第9段階	1.700	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が320万円以上420万円未満 		107,620	
第10段階	1.900	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が420万円以上600万円未満 		120,280	
第11段階	2.100	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が600万円以上800万円未満 		132,950	
第12段階	2.200	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が800万円以上1,000万円未満 		139,280	
第13段階	2.300	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が1,000万円以上1,500万円未満 		145,610	
第14段階	2.400	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が1,500万円以上 		151,940	

※ 第1段階～第3段階上段は低所得者保険料軽減前、下段は軽減後。

【猪名川町】

段階区分	保険料率(※)	対象者		保険料額(年額) (※)	
第1段階	0.455	本人が市民税非課税	市民税非課税 世帯全員が	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円以下	29,400
	0.285			・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円超120万円以下	18,360
第2段階	0.685			・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円超120万円以下	44,280
	0.485			・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計120万円超	31,320
第3段階	0.690			・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計120万円超	44,640
	0.685		・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円以下	44,280	
第4段階	0.875		市民税課税者がいる 同じ世帯に	・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円以下	56,640
第5段階 (基準額)	1.000			・本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円超	64,800
第6段階	1.200		本人が市民税課税	・本人の「合計所得金額特別控除後」が120万円未満	77,760
第7段階	1.250			・本人の「合計所得金額特別控除後」が120万円以上210万円未満	81,000
第8段階	1.500	・本人の「合計所得金額特別控除後」が210万円以上320万円未満		97,200	
第9段階	1.700	・本人の「合計所得金額特別控除後」が320万円以上420万円未満		110,160	
第10段階	1.900	・本人の「合計所得金額特別控除後」が420万円以上520万円未満		123,120	
第11段階	2.100	・本人の「合計所得金額特別控除後」が520万円以上620万円未満		136,080	
第12段階	2.300	・本人の「合計所得金額特別控除後」が620万円以上720万円未満		149,040	
第13段階	2.400	・本人の「合計所得金額特別控除後」が720万円以上		155,520	

※ 第1段階～第3段階上段は低所得者保険料軽減前、下段は軽減後。